

交錯するあれこれの思い

山崎 敏彦（元法学法務研究科長）

法務研究科論集第20号（最終号）への寄稿アンケートのメールをいただいてから、青山学院における法科大学院の設立準備の段階からいまに至るできごとのあれこれをあらためて思い起こしている。

高等教育改革・司法制度改革の大きなうねりのなかで、法学（本学法学部）も「プロセスとしての法曹養成教育を中核的に担う法科大学院教育」にかかわろう、小さくとも本学院の建学の精神ほかにそった個性に輝く法科大学院を立ち上げることを考えた。特徴としては、繰り返し語られたことだけれど、「社会的に弱い立場の人たちに、やさしいまなざしを向ける」法律家、国際性を豊かに身につけた法律家になろうとの明確な志をもってしっかりと学び、司法試験に合格した暁には、法曹としての高い倫理観に恵まれた法律家となって活躍してもらいたい、と考えた。指導のあり方としては、「要件事実論」を強く意識した教育を行い、ここで「専門的な法知識を確実に習得させるとともにそれを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力」などを育ててほしい、とも考えたのである。

準備段階においてのことを思い出すと、法学部内では、法学部学生定員増、養成すべき法曹像の確定、学生定員などの規模、法科大学院への移籍教員の決定、設立後の法学部と法務研究科との関係をどのように構築するかなど真剣に議論し成案を得たうえ、大学そして理事会との関係で丁寧な説明をし、設置することへの理解を得た。教員ポスト増、専門職大学院事務体制の拡大、貸与型ではあるが学院自前の奨学金制度の導入、模擬法廷設置なども含めて施設の確保など、人的、物的、経営的成本は極めて大きいものであったから、他学部、学院はほんとうによく理解してくれたといえ、いまでも感謝の念をもたざるを得ない。この期には、私法学会によるもののほか神戸大学を初めとしていくつもの大学が主催するシンポジウムへの参加、他大学責任者との情報交換もあれこれとした。後者につき印象に残っているのは、家族法の専任者が必要か兼担でもいいかという問題であった。「イラク侵攻」の年であって家族に心配されながら、ワシントン大学との協定関係をつくるためセントルイスにも出かけた。法科大学院教員としての審査に耐えられるかという深刻な問題もまったくなかったというわけではない。

無事に設置認可がなされ、青山学院大学法科大学院は大改装された3号館、そしていまはない5号館・6号館において動き始めたが、発足時は確かに入学試験の競争倍率も極めて高く、旧司法試験に向けて学習してきた者も少なくなく、教育の内容・質についてはとりわけ研究者教員において

不慣れに由来する不都合もあったろうが、かなりの合格者をだすことができた。なお、草創期の意気込み、そしていかばかりかのとまどいについては、「(座談会) 法科大学院の開設からの8ヶ月を振り返って」がそれを示している(青山法学論集46巻4号所収)。

3年標準コースに入ってきた者に対して、ある水準まで力を付けてもらうことの難しさなどを感じながらではあるが、「法科大学院の理念」に忠実な教育をすべきものと思った。(認証機関によるものとは別の) 外部評価をお願いした先生からの、これでは司法試験の合格ということに結びつかないのではないかといった指摘には、理念に忠実な教育を熱心にやっていたら合格に結果するであろう、合格者数は2010年頃までには3000人程度となるのであろう(修了者の7, 8割は合格する)といった展望がもてる(もててしまった)なかで、必ずしもしっかりと耳を傾けなかった(むしろ評価委員が法科大学院制度を理解していないと思ってしまった)ように思う(その後にあって、あのときもうすこし耳を傾ければよかったかと悔やまれもした)。

新司法試験(当時そう呼ばれた)の結果の発表にはいつもどきどきさせられた。2013年実施分までについては、(2010年を別として、)合格者数を(もちろん、誇れるもの、満足できるものではないにしても)5ないし15人と出せたのであるが、その後2014年から17年は1ないし3名であって、ほんとうに悩ましかった。2015年箱根駅伝に優勝するまでに至った陸上部にあやかりたい、と心底思ったものである。合格者3名にとどまった2010年においては、「上」から、何人合格者が出せるか数字で約束せよと迫られたりしたこともある。あたかも売り上げ目標を掲げ営業成績をしっかりとあげよという口吻だなと感じざるを得ないことであった。教育・研究の場にふさわしい品位に欠けたもの言いだなと思ったのである。

こういう試験結果を前にして、いよいよ正課外も含めた教育のあり方について考えなければいけなくなる。院生からいくつかの科目について、教員の授業内容あるいは授業を持つ姿勢が納得できないというクレームが私信の形であるいは教員・院生懇談会の席で出てくるから、真摯に応接しなければいけなくなる。これにかかわり、法学部との話し合いが必要となったり、教員人事が急遽必要になるというような事態が生じたりもした。クレームというと、院生研究室の利用の仕方をめぐってのトラブルなど狭い意味での教育以外のことについても大きな時間と労力がとられるという事態がいくつも生じたことも思い出される。こうしたことについては、直接の窓口になった事務室や合同研の方々のたいへんな苦労が想起される。

わたしは、5年に一度という認証評価機関による「評価」を責任者の立場にある者として二度も受けた。この制度の意義は正しく理解しているつもりであるが、法科大学院の理念を追求することと、実際に合格者が出せるかの乖離を意識することも少なくなかった。2回目のとき、ある授業科目の性格付け、科目配置の適切さと修了要件との関係で、「法科大学院評価基準に適合している」とは認定されたものの、カリキュラムの分野につき「再評価」を余儀なくされたのであるが、学内に

どう報告したものかと悩ましく思ったものである。認証評価委員との話し合いにおいては、自身の理解がやや曖昧で、教育改善研究会とFD委員会につきその関係性についての説明が不適切であったため、同僚教員にはらはらさせてしまったことについても忸怩たる思いがいまもしている。

その後、法科大学院をめぐる、低い司法試験合格率、質の保証をめぐる問題の顕在化、定員の削減問題、法曹人口についての議論の展開、こうした状況の変化に伴う文部科学省の改善に向けた動きが起こり、それに関わる説明会への出席、各種の書類の提出が求められることになっていった。こうした問題はどこか構造的な（なんとも自前の解決が難しい）問題だとも思い、他者に翻弄されているなという気分ももちながら、ひとつひとつ、研究科として誠実に応接したつもりである。このことに関しては、とくに、数次にわたり文部科学省担当部局から、入学者の質と多様性の確保についての取組状況、修了者の質の保証、教育体制の充実、質を重視した評価システムの構築について、「改善計画書」の提出を求められたことが印象深く思い起こされる。

わたしは、2016年3月末を以て本学院を退職したが、本研究科が「学生募集停止」をすることを公にしたのは翌年5月31日であった。「法曹の増大に対応した社会環境が十分に整わなかったこと等のために、法科大学院受験者の減少が続いてきました。本学においても、様々な入試制度改革や学生支援制度を導入してまいりましたが、やはり志願者、入学者の減少を食い止めることができず、近年は、財政的にも大変厳しい状態を招いておりました。日本の法科大学院制度の現状では、この状態を早期に改善する見込みを立てることも困難です。そこで、本学は、国際社会の中での法学教育の可能性を追求し、法曹の国際展開を視野に入れた新たな法学教育体制を構築するために、法務研究科の学生募集を停止することにいたしました」というのであった。もちろん寝耳に水というようなことではなかった（学内会議で募集停止を決めたことにつき、その日にわざわざ電話で知らせてくれたかつての学部長会のメンバーもいる）のではあるが、職員のみなさんの助けを借りながら同僚とこれまで存続に向けてどれだけ力を注いできたかを思い、とても残念だ、寂しい、学院・大学にとってほんとうにこれでよいのかという気持ち切なるものがあつた。わたしは、募集停止に至る学内的議論は必ずしも詳らかとはしないけれど、法務研究科は自ら募集停止にしようと思つたことはなかったと聞いてはいる。授業についての忌憚のない相互評価、支援プログラム策定、説明会への出張、ある大学法学部との関係づくり、いくつもの自主ゼミ（正課外ゼミ）の実施というように、入学者を増やそう、合格者を増やそうと努力をずっと続けてきたのだからそう考え思つて当然であろう。大学自治を考えてきた者として、大学の意思決定にあたって関係する当該部局の意思はどう尊重されるべきであるのか（学部自治をどう考えるべきか。それとの関係で学則の規定との関係で、学長の権限をどう考えるか）を考えさせるひとつの先例ともなったのではないかなどと思われもする。

そうはいっても、法学部にも学科改組という大きな課題があつて、法科大学院の存続に向けて法

学部との協働がかなわなかったのであろうから募集停止はやむを得ざることであったのであろう。この点で頭に浮かぶのは、設立準備段階でずいぶん丁寧に論じ合ったはずの「法学部と法科大学院との協議会」のことである。この協議会で、双方の情報交換、意思疎通がはかられることが期待されていたのであったが、両者が関係を持ったのは、授業担当のこと、博士後期課程に関わること、そして人事、最後の段階での存続をかけた動きとして本学法学部の法曹志望の優秀な学生をどう迎え入れるかなどについての話し合い程度しか実現していない。大学全体の会議などで、法科大学院の現状、その存続につき問われ、指導の拙さといったことではなく構造的な問題に関係している、法務研究家の存続について法学部の理解協力こそにその基礎とおくものであるともいつてきたのであるから、もっと早くから、いや発足した当初から常態的にしっかりと相互に情報交換などをしておくべきであったのであろう。最終段階で、学部内に法学研究科・法務研究科を併せ持つ大学に制度上法務研究科の独立性をどう担保しているのかのヒアリングにいったのであるが、時すでに遅しであったというべきであろう。

この折りにお願いしたいこと、期待したいと思うこともある。とくに、大学とりわけ法学部に対しては、本学法学部にも少なくない法曹志望の学生がいるのであるから、弱者へのやさしいまなざしをもった法曹を養成すべく十分な気遣いをしていってほしいということである。すでに開設されたと聞く「法学教育センター」での予備試験受験、他大学法科大学院への進学についてのサポート体制をうまく機能させてほしいと切に思う次第である。また、本研究科の修了生におかれては、法曹資格を得られたにせよ、そうでないにせよ、ここで学んだことをおおいに活かし、それぞれが持ち前の専門性を以て、弱者にやさしいまなざしを向ける実務家、あるいは深く法律実務を学んだものとして活躍してほしいと期待するものである。

教員人生のほぼ半分を送ったことになる法科大学院は、自分自身にとってどういう意味を持ったことになるのか。(研究面がおおいに停滞したということも含めて) 苦しく悩ましいことも多かったが、法科大学院と20年もの関わりを持てたことは自分にとってとても有意義なことであったと思えることは幸せである。同僚教員との関係(実務家教員とともに正課演習を担当させてもらったことを含む)は、法学部において感じてきたと同じく、あるいはそれ以上に濃いものであって、ありがたいことであった。合同研でコーヒーを飲みながら、おしゃべりを楽しんだものである。目標を明確に持って地道に努力する学生とつきあえたこと、学内外で要件事実論につき造詣の深い方々と接し教えることができたこと、その観点からするケースブックや教科書を編み、書くことができたこともそうである。加えて、弁護士登録をする機会に恵まれ、刑事をふくめていろいろと実務ができたことも大きい。院生による「模擬裁判」をほぼ全回見せていただいたが、経験の少ないわたしにおいて執務にあたっても参考になっている。

最後になるが、わたしは、非力にもかかわらず責任者を、とるべきところで責任もとらないまま、

（選挙によるものとはいえ）8年の長きに亘って勤めてしまった。なにを今さらと笑われることを覚悟でそれにつき詫びるとともに、いろいろとお教えくださり、お支えくださった、同僚、専門職大学院事務室・合同研・ローライブラリーの方々、そして修了生みなさんに衷心より感謝申し上げたい。